

高齢者施設における  
新型コロナウイルス感染症拡大防止  
面会ガイドライン

令和2年9月

神奈川県福祉子どもみらい局

福祉部高齢福祉課

# 高齢者施設における新型コロナウイルス感染症拡大防止 面会ガイドライン

## 1 基本的な考え方

- 高齢者は新型コロナウイルス感染症の重症化リスクが高く、施設内にウイルスを持ち込まないことが最も有効な感染防止策といえる。
- 従前の自由な面会方法ではウイルスが持ち込まれるリスクが高いと考えられる。
- 感染拡大防止の観点から、多数の高齢者が生活する施設においては、**看取りなど緊急やむを得ない場合を除き、原則として面会を制限**することが必要である。
- 一方で、長期間にわたる面会制限は利用者や家族に心理的な負担を与えるものであり、利用者のADLやQOLに悪影響を及ぼすおそれもある。
- 利用者と家族との交流の機会を確保するため、従前の面会方法にかわる**「新しい生活様式」に即した面会方法（オンライン面会の活用やパーテーション越しの面会など）への積極的な取組みが望まれる。**
- そこで、地域の感染発生状況に応じて、看取り以外の場合でも、新しい生活様式に即して、十分な感染防止対策を講じた上での面会方法を検討し、実施することは差し支えないものと考えられる。

## 2 面会を行う場合の留意点

オンラインではなく、対面による面会を行う場合は、次に示す【留意事項】を踏まえて、新しい生活様式に即して感染防止対策を徹底し実施すること。

### 【留意事項】

#### 事前の調整事項

- ・ 面会の実施方法等を施設内で検討し、面会の実施方針を定めること。
- ・ 看取り期にある場合のほか、長期間の面会途絶が利用者の心身に悪影響を及ぼしていると判断される場合等など、対面面会が必要か十分に検討すること。
- ・ 面会者にマスク着用を求める等の対応だけで従前と変わらない面会方法をとることは不適當であり、人数、時間、方法等の条件を付し、十分な感染防止の措置を講じた上で面会を行うことが求められること。
- ・ 面会を行う場所は利用者の生活が過ごす場所（居室や共同生活スペース）や換気が悪い部屋や多くの人が集まる部屋を避けること。
- ・ 面会者は1名または必要最小限度の人数とすること。
- ・ 面会は予約制とし、面会時間も短時間とすること。
- ・ ついたてや感染防止パネルの設置、ガラス越しの面会など感染リスクを下げる方法を検討すること。
- ・ 県が発行する感染防止対策取組書を掲示し、面会者に対し施設の感染防止の取組を周知する、面会者がLINEコロナお知らせシステムを活用できるようにするなどの対応を行う。
- ・ 地域の感染発生状況等により当該施設での感染が危惧される場合は面会を行わないことを事前に説明すること。

#### 面会前の留意事項

- ・ 利用者に発熱やせき等の症状がある場合は面会を行わないこと。
- ・ 面会者に対し、健康チェックシートをもとに健康状態の確認を行うこと。
- ・ 面会簿等への記入を求め、面会者の連絡先を把握すること。

#### 面会実施時の留意事項

- ・ 面会者にマスクの着用、手指の消毒または十分な手洗いを求めること。
- ・ 目、鼻、口の粘膜からの感染を防止するため、面会者が利用者の口や鼻を拭いたり、涙をぬぐう等の行為を行うことがないよう留意すること。
- ・ 利用者と面会者との距離を十分にとること、ついでにやガラス越しとするなど、飛沫感染防止の対策を講ずること。

#### 面会後の留意事項

- ・ 面会者に手指消毒または十分な手洗いを求めること。
- ・ 面会者が触れた部分をアルコールもしくは次亜塩素酸ナトリウムで清拭消毒すること。
- ・ 面会后2週間以内に発熱等の異常があった場合は速やかに施設に連絡するよう求めること。
- ・ 面会の実施状況（面会の日時・場所、面会した利用者名・面会者名、面会者に対応した職員名等）を記録すること。

### 3 面会に関する指針の整備と利用者・家族への十分な説明

- 新型コロナウイルス感染防止対策は長期間の対応が予測されることから、新しい生活様式に即した面会方法の工夫について定めた指針を施設において策定することが望ましい。
- 指針の作成にあたっては下記参考資料を参考に感染症対策委員会等で組織的に検討することが望ましい。
- 指針に盛り込むべき項目としては、①面会についての基本的な考え方、②地域の感染状況に応じた面会方法の選択、③面接方法等についての周知方法、④面会の実施方法、⑤面会者の記録方法等が考えられる。
- 長期間にわたる面会の制限は、利用者や家族に不利益をもたらすものであり、施設に対する信頼感が損なわれる原因にもなりうることから、利用者や家族等に対し、施設の感染拡大防止の取組み内容や、新しい生活様式に即した面会方法の工夫に関する方針を丁寧に説明し、理解を得られるように努めること。

## 4 実践例の紹介（別紙「新しい生活様式」に即した面会実施のポイント）

### ○オンライン面会の実践例

- ・タブレットを活用した面会の例

特別養護老人ホーム ヒューマン **事例 1**

特別養護老人ホーム 杜の郷 **事例 2**

### ○感染防止を講じた対面での面会の実践例

- ・ついたて越しの面会の例（特別養護老人ホーム 陽光の園） **事例 3**

- ・制限した上での面会の例（特別養護老人ホーム かりん） **事例 4**

- なお、感染拡大防止に配慮した面会の実施に伴うかかり増し経費（衛生用品の購入や面接室の改修費、ついたてや飛沫防止パネル、オンライン面会用タブレット等）については、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）の「介護サービス事業所・施設等における感染症対策支援事業」による助成の対象となるので、本事業の活用についても検討すること。

## 5 参考資料

- ・ 社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）

〔令和2年4月7日付け厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡〕

- ・ 高齢者施設等におけるオンラインでの面会の実施について

〔令和2年5月15日付け厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡〕

- ・ いわゆる「新しい生活様式」に関する留意点について（改訂その1）

〔令和2年5月29日付け公益社団法人全国老人福祉施設協議会通知〕

- ・ 高齢者介護施設における感染対策

〔一般社団法人 日本環境感染学会作成のマニュアル〕

- ・ 新型コロナウイルス感染症に係る対応マニュアル（詳解）

〔公益社団法人全国老人福祉施設協議会作成のマニュアル〕

## 「新しい生活様式」に即した面会実施のためのポイント

面会による利用者のご家族の交流は、利用者のADLやQOLの維持向上を図る上で重要なものですが、「新しい生活様式」に即した面会の実施のためには、様々な工夫が必要であり、施設職員の方々の負担が増加することも想定されます。

そこで、県内の各施設で行われている面会の実践事例から、感染拡大防止に対応した面会の実施方法や負担軽減の工夫などのポイントを整理しました。

なお、地域で感染拡大が見られた場合は、感染リスクのない面会方法を選択するなどの対応を取る必要があることにご留意ください。

### 【共通事項】

- 面会を予約制にする
- 面会時間や回数を制限する

### 【オンライン面会】

- 操作マニュアルを作成し、ご家族や職員で共有する

### 【対面による面会】

- 面会前にチェックリストなどを作成し提出してもらう
- 面会人数を制限する

## 事例① オンライン面会

～特別養護老人ホーム ヒューマン～

① 実施頻度  
ほぼ毎日

② 方法  
ラインのビデオ通話や、玄関先の窓越しでの面会  
(特例により部屋での面会を認めている場合もある)



③ 条件など

- ・ビデオ通話の場合はタブレット 1 台を共有しているため、原則 1 回 5～10 分程度としている。
- ・窓越しでの面会の場合は外の空気が入らないように窓は閉めたままとする。
- ・部屋での面会の場合は 2 名ずつとし、大勢で訪問された場合は入替制としている。

④ ご家族の感想  
「このような状況なので、制限があっても面会できるのは嬉しい」

⑤ 注意点

- ・ラインを使用する際には、ご家族へのご案内資料を作成し配布する必要がある。(ご家族の中にはラインを使用したことが無い方もいらっしゃるなので、アプリインストールの仕方から友達追加の方法まで詳細な案内が必要。)
- ・職員の負担を抑えるため、事前に面会ルールを明確にした上で職員やご家族に共有する必要がある。(頻度や時間帯等)

タブレットを使用したビデオ通話



## 事例② オンライン面会

～特別養護老人ホーム 杜の郷～

### ①実施頻度

週に1度（日曜日のみ）に実施

### ②方法

ラインのビデオ通話によるオンライン面会

完全予約制（1日4組）

面会時は職員が付き添う

ご利用者は施設のタブレット端末を使用

ご家族は自宅から自身のスマートフォンやタブレットを使用



### ③条件など

- ・1回5～10分間程度
- ・ご家族は事前に自身の端末で初期設定を行う必要がある
- ・ご利用者、ご家族の双方が自分で操作ができる条件のもと実施

### ④ご家族の感想

「このような状況でも、利用者の顔を見て様子をうかがうことができてよかった」

### ⑤注意点

事前にご家族や職員向けのマニュアルを作成し共有する必要がある。（ご家族のなかにはラインを使用したことが無い方もいらっしゃるので詳細な案内が必要。）

↓ビデオ通話の様子



## 事例③ ついたて越しの面会

～特別養護老人ホーム陽光の園～

### ①実施頻度

ほぼ毎日（相談員が対応できる日のみ）

↓手作りのパーテーション

### ②方法

完全予約制（1日4～5組）

透明のパーテーションを設置し、ロビーで実施  
その他、オンライン面会や玄関先での面会など



### ③条件など

- ・1家族につき月1回まで（原則1回5分間）
- ・1回ごとの入れ替え制で、その都度消毒・換気を行う
- ・十分な感染予防（マスク着用、手指消毒・うがい、その場で検温等）
- ・ソーシャルディスタンスをとるため、職員が同席し介助する
- ・家族には手紙で利用条件を周知し、来訪の際にチェックリストを提出してもらう
- ・差し入れ禁止
- ・手を握るのは可（面会前後の確実な手指消毒を実施）

### ④施設担当者の感想

「準備は大変だが、ご家族の方々が大変喜んでいらっしゃる」

「窓越しやオンライン面会より、会話がスムーズになった」

### ⑤注意点

- ・面会時間が短くても、パーテーション設置や消毒などで、前後30分ほど準備・片付け作業を要するので、時間に余裕をもって予約を受ける必要がある。
- ・職員が見守れる範囲内での面会を対応している

※神奈川アラートが発令中や地域で感染拡大がみられた場合は、建物内での面会は原則禁止

↓玄関先でのガラス越しの面会



↓パーテーション越しの面会

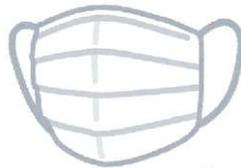


## 事例④ 制限した上での面会

～特別養護老人ホームかりん～

### ①実施頻度

月～金のほぼ毎日



### ②方法

完全予約制（1日最大6組）

専用スペースで実施



### ③条件など

- ・ 1回 20 分間（職員の同席なし）
- ・ 1 回ごとの入れ替え制で、その都度消毒・換気を行う
- ・ 十分な感染予防

（未使用のマスク着用、手指消毒・うがい、その場で検温等）

- ・ 家族に注意事項を渡し、チェックリストを記載してもらう
- ・ 差し入れをその場で飲食するのは禁止
- ・ 手を握るのは原則禁止

（ただし、認知症の症状で落ち着かない場合など、やむを得ない場合は可。  
その場合は報告の上消毒をお願いする）

基準体温は  
37.0℃



### ④施設担当者の感想

「たくさんの面会希望があったので実施することになった。」

「パーテーションなど設置していないが、ご家族の満足度が高く、その分ルールをしっかり守ってくれる。」

### ⑤注意点

- ・ 職員全員がルールを把握し、徹底して対応するよう心掛けている
- ・ 利用者や家族にもルールを理解してもらい、条件をクリアしないと面会できない旨説明する





## 当事業所は、**感染症対策**として 以下のことに取り組んでいます

- 座席間隔確保
- レジ等仕切り設置
- マスク等着用
- 手洗・手指消毒
- 発熱時等入場制限
- 客席、設備等消毒
- 十分な換気
- 支払時キャッシュレスまたはコイントレイ使用
- 感染発生状況の情報提供
- テレビ電話を利用したweb面会 居室フロアへの出入り制限
- 施設利用者・職員・来訪者の検温、体調チェック、記録
- 免疫力アップを見込んだ食品提供
- 電話による在宅高齢者への安否確認の強化

事業所名

業態：  
住所：  
電話番号：  
担当者名：  
発行日：



LINEコロナ  
お知らせシステム



登録はこちら

# 面会者 問診票

参考

面会前に問診票の記入をお願いします。  
 症状によっては面会をお断りさせて頂く場合がありますのでご了承下さい。

日時	令和2年	月	日	午前・午後	時	分
面会者	氏名					
	住所					
	電話番号					
	続柄	利用者の				
利用者氏名					利用サービス 入所・短期	
名札番号	No. _____			備考		

熱 (                      °C ) 測定

## 面会者健康チェックシート

に✓をつけてください

- 発熱している
- 過去2週間以内に熱があった
- だるい
- 気持ち悪い・吐き気がある
- 過去1週間以内に嘔吐した
- のどが痛い
- 下痢をしている
- くしゃみ、鼻水がある
- 目が赤い、または結膜炎がある
- 1カ月以内に始まった咳がある
- 1カ月以内に始まった匂いにくさがある
- 1カ月以内に始まった味の感じにくさがある
- 同居している人が発熱している

面会時にこちらの  
用紙に記入して頂きます。  
ご協力お願いします

面会簿確認印

